

新しく組合員になられた方、
まだ貯金に加入されていない方、

この春から**組合員貯金**を
始めてみませんか。



貯金事業は、地方公務員等共済組合法に基づき、組合員の生活の安定と福祉の増進を目的として、組合員の貯金の受け入れ又はその運用を行う事業です。

組合員貯金は、貯金加入者の皆さんからお預かりしたお金を、安全かつ効率的に運用することで収益を得て利息として還元しています。

利率は、平成 26 年度も **年利 1.2%** を維持できる見通しとなっています。

低金利時代の今、年利 1% を超える預金はなかなかありません!

是非! 組合員貯金に加入されることをお勧めします!!

積立方法

- **定例積立** (毎月の給料)
- **ボーナス積立** (6月・12月のボーナス)
- 随時に積立てられることのできる**臨時積立**

払戻日

払戻日及び請求書の本組合締切日は次のとおりです。

	払戻日 (休日の場合は前日)	締切日※注 (休日の場合は翌日)
一部払戻	毎月 10 日	払戻月の前月 25 日
	毎月 25 日	払戻月の 15 日
解約払戻	毎月 25 日	解約月の 15 日

(注) 締切日は、本組合への必着日であり、所属所での締切日と異なる場合があります。

被扶養者の異動による手続きを忘れずに

春は『異動』の多い季節です。

皆さんの被扶養者となられているご家族の方はどうですか?

異動による各種手続きをお忘れなく!!



被扶養者の認定取消し の手続きをお忘れなく

就職された方はありませんか?
確定申告の結果、収入の増加した方はありませんか?
その他の事由により、被扶養者の資格要件に該当しなくなった方はありませんか? (15 頁下表参照)

➡ 被扶養者の資格要件に該当しなくなった場合には、早急に「被扶養者申告書」により、認定取消しの手続きを行い、すみやかに、該当被扶養者の「組合員被扶養者証」の返却をお願いします。

被扶養者の住所変更 の手続きをお忘れなく

進学などにより、住所変更(組合員と別居)された方はありませんか?

(組合員と別居されても、被扶養者の資格要件を満たしていれば、資格を継続することは可能です。)

➡ 被扶養者が住所変更をされた場合には、「組合員異動報告書」により、住所変更(別居先の住所の届出)の手続きを行ってください。

※ 各種手続き方法の詳細については、所属所の共済事務担当課までお問い合わせください。